○苫小牧市労働福祉センター条例

昭和51年12月22日

条例第31号

改正　昭和63年４月７日条例第10号

平成３年７月13日条例第12号

平成７年12月27日条例第31号

平成17年６月29日条例第19号

平成17年12月29日条例第39号

平成21年７月１日条例第17号

（設置）

第１条　本市における労働者の文化及び教養の向上並びに福祉の増進を図るため、苫小牧市労働福祉センター（以下「センター」という。）を苫小牧市末広町１丁目15番７号に設置する。

（使用許可）

第２条　センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要と認めるときは、条件を付すことができる。

３　市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、センターの使用を許可してはならない。

(1)　公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2)　暴力排除の趣旨に反する行為を行うおそれのある者の利益となるおそれのあるとき。

(3)　建物、附属施設又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4)　前各号に掲げるときのほか、センターの管理運営上適当でないと認めるとき。

（使用料）

第３条　前条の規定によりセンターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

２　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

３　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができないときその他センターを使用することができないことについて市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第４条　使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はセンターを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

（特別な設置等の制限）

第５条　使用者は、センターの使用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第６条　市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、賠償の責めを負わない。

⑴　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

⑵　センターの使用許可の条件又は使用の目的に違反したとき。

⑶　第２条第３項各号の規定に該当する事実が生じたとき。

⑷　使用許可の申請に不正があつたとき。

⑸　使用者から使用の取消し又は使用許可の内容の変更の申請があつたとき。

（原状回復の義務）

第７条　使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第８条　使用者は、センターの使用により建物、附属施設又は備付物品を破損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰することができないと市長が認めた場合は、この限りでない。

（職員の立入り）

第９条　使用者は、使用中の場所に職員が職務執行のために立ち入ることを拒むことができない。

（入場の制限）

第10条　市長は、公益上又はセンターの管理運営上適当でないと認めた者に対し、使用者に命じ、又は自らセンターへの立入りを拒否し、又はセンターからの立ち退きを命じることができる。

（指定管理者による管理）

第11条　市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)　センターの使用許可及びその取消し等に関する業務

(2)　センターの維持管理に関する業務

(3)　その他センターの管理運営上必要と認める業務

２　指定管理者に前項第１号に掲げる業務を行わせる場合における第２条、第５条、第６条、第９条及び前条の規定の適用については、第２条、第５条、

第６条及び前条中「市長」とあり、並びに第９条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第12条　市長は、前条第１項の規定により指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

２　使用者は、第３条第１項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

３　利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

４　指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

５　既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、センターの組織、管理運営その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和51年12月22日から施行する。

２　苫小牧市労働会館条例（昭和28年条例第33号）は、廃止する。

附　則（昭和63年４月７日条例第10号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年７月13日条例第12号改正抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年12月27日条例第31号改正）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例別表の規定は、こ

の条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年６月29日条例第19号改正抄）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月29日条例第39号改正）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成21年７月１日条例第17号改正）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第３条、第12条関係）

センター使用料

使用料区分 ＼ 時間区分		午前	午後	夜間	1日
ホール等使用料	ホール	円 3,200	円 4,200	円 4,200	円 10,500
	会議室（1号）	300	400	400	1,000
	〃　（2号）	800	1,100	1,100	2,700
	〃　（3号）	800	1,100	1,100	2,700
	和室（1号）	400	600	600	1,400
	〃　（2号）	400	600	600	1,400
備付物品使用料		規則で定める額			
暖房使用料		10月15日から翌年5月15日までの期間（気候により変更した場合はその期間）において各室につき時間区分ごとに規則で定める額			

備考

１　各時間区分の開始及び終了の時刻は、規則で定める。

２　特別の理由により、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に使用を許可する場合は、規則で定めるところにより計算した額を、この表の使用料の額に加算する。

３　センターを婚礼等（３時間以内のものに限る。）に使用する場合には、時間区分にかかわらず、午前のホール等使用料を徴収する。

４　労働者及び労働団体以外の者が使用する場合のホール等使用料は、10割増の額（使用の目的が商行為である場合は、25割増の額）とする。